

(陳受22第32号)

鉄道事業者に駐輪場の付置義務を課す自転車法の改正を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成22年9月21日

陳情者

境南町4-7-15 ハイツ甲陽103号
檜橋 隆

陳情の要旨

武蔵野市にあるJR3駅（吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅）周辺の駐輪場対策に市は多大な市民の税金を使い、またその確保に苦慮してきました。しかしながら、この駐輪場を利用する人たちのほとんどすべてがJRの利用客であるにもかかわらず、JR東日本は全く駐輪場をつくりません。これは自転車法（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）が地方公共団体には駐輪場の設置義務を課しているが、鉄道事業者には協力義務しか求めているためであります。ゆえに、鉄道事業者に駐輪場の設置義務を課すよう法改正をするよう求める意見書を国土交通省、総務省、衆議院及び参議院に提出していただきますよう要望します。